

障害者活躍推進計画

機関名	京都市交通局
任命権者	京都市公営企業管理者交通局長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	京都市交通局における障害者雇用率については、これまでから法定雇用率を上回ってきたが、今後、法定雇用率の引き上げが予定されていることから、引き続き法定雇用率を上回ることができるよう障害者雇用を促進していく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】各年6月1日時点 各年度、当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>○評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 （参考）令和元年6月1日時点の障害者雇用率：2.59%</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>○評価方法：毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用の促進及び障害者活躍推進計画の円滑な実施を図るため、障害者雇用推進者（企画総務部職員課長）を選任</p> <p>○障害者職業生活相談員（実務経験や認定講習を修了するなどの資格を満たした職員）を選任し、職場や障害のある職員からの相談体制を整備</p> <p>○障害者職業生活相談員に選任した者（選任予定の者を含む。）全員について、京都労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価面談等を通じて、障害者のある職員から必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○尚、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。